意見書案第 ２ 号

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化について

別紙のとおり意見書案を提出する。

令和 ８ 年 ６ 月２６日提出

提出者議員	武　田　貞　行
賛成者議員	松　本　一　郎
〃	枝　廣　晴　基
〃	木　村　光　宏
〃	宮　下　　透
〃	日　向　清　一
〃	猪　口　満　雅
〃	山　田　靖　廣

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の
充実・強化を求める意見書

北海道の森林は、全国の森林面積のおよそ４分の１を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道は、２０５０年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。

北海道では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

北海道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう、強く求める。

記

１　地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、伐採後の着実な植林や適切な間伐、路網の整備や、「国土強靱化実施中期計画」に基づく防災・減災対策の推進について、物価や人件費の高騰も考慮し、必要な予算を十分に確保するとともに、森林の保全と適正な利用に向けた取組を進めること。

２　森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害・病虫害など森林被害対策、ＡＩ技術やＩＣＴ等を活用したスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う多様な人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により提出する。

令和　８　年　６　月　　日

岩見沢市議会

提出先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣

復興大臣

意見書案第 ３ 号

道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直し
すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育について

別紙のとおり意見書案を提出する。

令和 ８ 年 ６ 月２６日提出

提出者議員　武　田　貞　行
賛成者議員　松　本　一　郎
〃　枝　廣　晴　基
〃　木　村　光　宏
〃　宮　下　　透
〃　日　向　清　一
〃　猪　口　満　雅
〃　山　田　靖　廣

道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直し
すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書

道教委は、２０２３年３月に「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）（以下、「指針（改定版）」）を策定し、「公立高等学校配置計画」を進めてきた。毎年度、中学卒業者数減などを理由に高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきたことにより、道内では公立高校の統廃合が進み、公立高校のない市町村が５５市町村（２０２６年４月現在）となった。

指針（改定版）では、学校規模を「１学年４～８学級」とした基準の明示は削除されたものの、配置の基本的な考え方として、「５月１日現在の第１学年の在籍者数が２年連続で２０人未満」「地域連携校等で５月１日現在の第１学年の在籍者数が２年連続で１０人未満」と定めたことから、２０２８年度高校配置計画において美瑛高校の募集停止が公表されるなど、今後も高校数が減少していく見通しである。

また、２０２６年度からは私立高校授業料も年間４５万７，２００円と上限額はあるものの実質無償化となった。中学受験の過熱化や公立校の定員割れとそれに伴う統廃合、私立高校の授業料値上げが結果として生じており、北海道においても公立高校の定員割れがみられ、一方で大学付属校や私立進学校などで定員オーバーとなった。

地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増大するとともに、保護者の経済的負担が大きくなっている。また、相次ぐ路線バス路線の縮小・廃止によりこれまで通りの通学が困難となってきている。

道教委は、後期中等教育をすべての子どもたちに等しく保障する教育行政としての責任を、各自治体に転嫁していると言わざるを得ない。また、各地域や学校の特色ある取組により新入学生が増加しても既に計画された募集停止が撤回されないなど地域の声が反映されていないのが実態である。

道教委は、広大な北海道の実情を鑑み、中学卒業者数の減少期だからこそ少人数でも運営できる学校形態を確立する、学級定数の改善を行うなど、地域の高校存続を基本に、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきである。そのためには、地域や子どもの意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要である。

以上の趣旨に基づき、次の事項について強く求める。

記

１　道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直し、地域の教育や文化、経済や産業など地域の衰退を招かないため、少人数でも運営できる学校形態を確立し地域の高校を存続させること。
２　すべての道内公立高校の学級定員を３０人以下に引き下げること。
３　教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の５年間の年限を撤廃すること。
４　障害のある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校で学ぶことのできる後期中等教育を保障するため、「地域合同総合高校」の設置など、ゆたかな高校教育を実現するため検討を進めること。

以上、地方自治法第９９条の規定により提出する。

令和　８　年　６　月　　日

岩見沢市議会

提出先
　北海道知事

意見書案第 ４ 号

教育予算確保・拡充と就学保障の実現について

別紙のとおり意見書案を提出する。

令和 ８ 年 ６ 月２６日提出

提出者議員　武　田　貞　行
賛成者議員　松　本　一　郎
〃　枝　廣　晴　基
〃　木　村　光　宏
〃　宮　下　　透
〃　日　向　清　一
〃　猪　口　満　雅
〃　山　田　靖　廣

教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書

令和７年１月に文部科学省が発表した「就学援助実施状況調査」では、要保護・準要保護率は、全国で１３．６６％（７人に１人）、北海道においては全国で８番目に高い１７．５９％（５．７人に１人）となっており、まだまだ厳しい実態にある。

教育現場に目を向けると物価の高騰によって学用品類など日常的にかかる費用だけでなく、児童生徒が楽しみにしている修学旅行費などの家計負担も全く減ることはない。それどころか、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じている。

また、高校授業料無償化制度の所得制限は撤廃されたものの「奨学金制度」を利用せざるを得ない子供たちや経済的な理由で進学・就学を断念する子供も増加している。２０２６年度予算では、「高校生等奨学給付金」が年収２７０万円未満から４９０万円未満へと拡充され、「給食費無償化」についても小学校で実施されるが、まだ十分とは言えない。

こうした状況を踏まえ、国においては、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう、次の事項について特段の措置を講ずるよう、強く求める。

記

１　教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費「無償」とすることを求める。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、義務教育費国庫負担金の負担率を上げるよう要請する。

２　給食費（中学校）、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消や、図書費などについて国において十分な確保・拡充を行うよう要請する。

３　就学援助制度・奨学金制度のさらなる拡大など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保・拡充を図るよう要請する。

４　子供たちの豊かな学びを保障するため、学習指導要領の内容精選及び標準授業時数精選を図り「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善を図るよう要請する。

以上、地方自治法第９９条の規定により提出する。

令和　８　年　６　月　　日

岩見沢市議会

提出先
　内閣総理大臣
　衆議院議長
　参議院議長
　総務大臣
　財務大臣
　文部科学大臣
　内閣府特命担当大臣（地方創生担当）

意見書案第　５　号

令和８年度北海道最低賃金改正等について

別紙のとおり意見書案を提出する。

令和　８　年　６　月２６日提出

提出者議員　武　田　貞　行
賛成者議員　松　本　一　郎
〃　枝　廣　晴　基
〃　木　村　光　宏
〃　宮　下　　透
〃　日　向　清　一
〃　猪　口　満　雅
〃　山　田　靖　廣

令和８年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

北海道最低賃金の引上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものである。

道内で働く者の暮らしは、近年の賃上げをもってしても実質賃金がマイナスとなっている現状では、物価上昇の影響により生活向上が改善したと感じる人は少数であると考えられる。また、２０２５年１０月に引き上げた６５円で、道内の全労働者２１６．５万人のうち５７万人を超える労働者が最低賃金近傍に張り付いている状況である。

労働基準法第２条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めているが、現状では最低賃金の影響を受けやすい非正規雇用労働者は、自身の労働条件決定にほとんど関与することができない。

最低賃金の引上げ金額が低ければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、個人の消費行動及び北海道経済にも悪影響を与えかねない。

よって、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、令和８年度の北海道最低賃金の改正に当たって、次の事項について特段の措置を講ずるよう、強く求める。

記

１　「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画２０２５年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針２０２５」（いずれも令和７年６月１３日閣議決定）で示されている、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進５か年計画」に基づいた審議を行い、地域間格差についても是正を図ること。

２　賃金構造基本統計調査の北海道における短時間労働者の平均時間額や民間の求人時間額などを参考として、最低賃金の引上げ審議を行うこと。

３　設定する最低賃金は、上記２で参考とした指標の時間額と同等水準とすること。

４　賃上げの原資確保のため、公正取引を促す「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業拡大を進めると同時に、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を推し進め、最低賃金の大幅引上げを図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定により提出する。

令和　８　年　６　月　　日

岩見沢市議会

提出先

北海道労働局長

北海道地方最低賃金審議会会長

意見書案第 ６ 号

すべてのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備について

別紙のとおり意見書案を提出する。

令和 ８ 年 ６ 月２６日提出

提出者議員　武　田　貞　行
賛成者議員　松　本　一　郎
〃　枝　廣　晴　基
〃　木　村　光　宏
〃　宮　下　　透
〃　日　向　清　一
〃　猪　口　満　雅
〃　山　田　靖　廣

すべてのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書

近年、家族等の介護や世話を無償で担う「ケアラー」の負担が深刻な社会問題となっている。ケアラーが抱える問題は、肉体的な疲弊にとどまらず、精神的な孤立、経済的な困窮、そして学びや就業の機会喪失など、人生のあらゆる局面に多大な影響を及ぼしている。とりわけヤングケアラーについては、法改正により、国及び地方公共団体による支援が法的に義務付けられたところである。

一方で、ケアラーは子供に限られるものではなく、働きながら家族を介護するワーキングケアラー、育児と介護を同時に担うダブルケアラー、高齢の配偶者を支える高齢ケアラーなど、その実態は多様化・複雑化しており、誰もが当事者となり得る状況にある。

国においても、「経済財政運営と改革の基本方針２０２５」において、年代や就労の有無を問わずケアラー支援の必要性が明記されたが、現在の取組は地方公共団体への支援にとどまり、ケアラー全体を対象とした包括的な法制度は未だ整備されていない。

現在の支援は、介護、障害、子育てなどの制度の枠組みごとに分かれており、ケアラー本人への支援は十分とは言えず、地域や自治体によって支援内容にも差が生じている。

よって、国においては、すべてのケアラーが個人の尊厳を保ち、社会から孤立することなく、安心して生活し、就労や学びなど社会参加を継続できるよう、次の事項について特段の措置を講ずるよう、強く求める。

記

１　ヤングケアラーに限らず、すべてのケアラーを対象とした包括的な支援の基本理念を明確にすること。
２　ケアラーを支援するための実態把握、相談支援、情報提供、休息の確保等について、分野横断的に取り組む法的枠組みを整備すること。
３　地方公共団体が地域の実情に応じた支援を安定的に実施できるよう、必要な財政措置を講じること。
４　ケアラー支援に関する国民の理解を深めるための普及啓発を推進すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により提出する。

令和　８　年　６　月　　日

岩見沢市議会

提出先
内閣総理大臣
厚生労働大臣
文部科学大臣
内閣府特命担当大臣（こども政策）
財務大臣

意見書案第 ７ 号

住まいの安定と居住支援の抜本的強化について

別紙のとおり意見書案を提出する。

令和 ８ 年 ６ 月２６日提出

提出者議員　武　田　貞　行
賛成者議員　松　本　一　郎
〃　枝　廣　晴　基
〃　木　村　光　宏
〃　宮　下　　透
〃　日　向　清　一
〃　猪　口　満　雅
〃　山　田　靖　廣

住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書

「住まい」は社会保障の基盤であり、個人の尊厳を守るための不可欠な社会インフラである。しかしながら、長引く物価高騰や都市部を中心とした家賃相場の上昇は、低所得世帯や子育て世帯の家計を圧迫しており、過重な住宅費負担が生活困窮に拍車をかけている。また、単身高齢世帯の急増に伴い、賃貸住宅への入居拒否や孤独死への不安、老朽化した住まいの安全確保など、居住に関する課題は多岐にわたり、深刻化している。

現行の住居確保給付金や生活保護制度の住宅扶助も一定の役割を果たしているが、急激な社会情勢の変化や多様化する居住ニーズに十分対応しきれているとは言い難い。

よって、国においては、誰もが安心して住み続けられる社会の実現に向け、次の事項について特段の措置を講ずるよう、強く求める。

記

１　低所得者や子育て世帯を対象とした新たな「住宅手当」制度を創設すること。あわせて、既存の家賃補助制度の対象拡大と補助額の引上げを図ること。

２　居住支援法人等の活動を支援し、高齢者や子育て世帯への居住サポート住宅の整備や、孤独死への不安を解消するガイドラインの周知を推進すること。

３　高齢者の健康管理や遠隔見守りサービスを普及させるため、ＩｏＴ技術等を活用した次世代住宅の実用化を推進し、高齢期に備えた相談体制を整備すること。

４　ＵＲ賃貸住宅や公営住宅の空き住戸をＮＰＯ法人等に定期借家・低い家賃で貸し出す仕組みを全国に広げ、子育て世帯等への家賃減額や所得要件の緩和を行うこと。

５　生活保護の住宅扶助基準額を現行の家賃相場に見合う水準へ引き上げるとともに、地域差を踏まえた柔軟な基準設定を可能とすること。

以上、地方自治法第９９条の規定により提出する。

令和　８　年　６　月　　日

岩見沢市議会

提出先

内閣総理大臣

国土交通大臣

厚生労働大臣

財務大臣